

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和5年6月26日（月） 午前10時00分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 議案審査

【こども未来部】

- (1) 報告第1号 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
- (3) 第6号議案 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 第7号議案 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

【環境先進都市推進部】

- (1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）

【市民生活部】

- (1) 報告第2号 亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 報告第3号 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
- (4) 第5号議案 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【健康福祉部】

- (1) 第1号議案 令和5年度亀岡市一般会計補正予算（第2号）
（新型コロナウイルス感染症対応についての報告）

3 討 論～採 決

4 行政報告

【健康福祉部】

- (1) 亀岡市いきいき健幸ポイント制度について

5 その他

- (1) 議会だよりの掲載事項について
- (2) 次回の開催日について

亀岡市立幼稚園条例の改正内容について

1. 概要

保育サービスの向上を図るため、亀岡市立幼稚園における預かり保育について、次のとおり改正する。

- (1) 預かり保育の実施日を夏季休業等長期休業期間に拡大することとし、預かり保育料を改正する。
- (2) 子どもファースト宣言に掲げる「第2子以降保育料無料化事業」に係り、同一世帯における第2子以降の子どもの預かり保育料を無料とする。

2. 現在の開園日等

開園日	月曜日から金曜日まで
教育時間	月・火・木・金曜日は午前9時～午後2時、水曜日は午前9時～午後1時
預かり保育	教育時間終了後から午後5時まで(長期休業期間は実施していない。)
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日 夏季休業日(7月21日～8月31日)、冬季休業日(12月24日～1月6日)、 春季休業日(3月25日～4月7日)

3. 預かり保育の実施内容

【現状】

開 園 日	
区 分	預かり保育料
教育時間終了後から 午後5時まで	1人1時間当たり 100円
教育時間終了後から 午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
教育時間終了後から 午後5時まで	1人1月当たり 4,000円



【令和5年7月から】

開 園 日		長期休業期間(夏季・冬季・春季休業)	
区 分	預かり保育料	区 分	預かり保育料
教育時間終了後から 午後5時まで	1人1時間当たり 100円 (1日最大 450円)	午前9時から 午後5時まで	時間額及び月額ともに、 開園日と同額
	1人1月当たり 4,000円		

※預かり保育料について

(1) 保育の必要性の認定を受けた子どもの預かり保育料

国の幼児教育・保育の無償化により、「月あたり利用日数×450円」(月額11,300円)を上限に無償化される。今回改正する預かり保育料は、無償化の範囲内の保育料であるので、保護者負担は生じない。

(2) 保育の必要性の認定を受けていない子どもの預かり保育料

上記の預かり保育料を納付いただく。ただし、市独自の第2子以降保育料無料化事業により、第2子以降の預かり保育料は無料とする。

環境市民厚生常任委員会資料

【市民生活部】

目 次

資料 1	1
------	---

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

(税務課)

資料 2	3
------	---

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(保険医療課)

地方税法等の一部を改正する法律の概要

1 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し〔①令和6年1月1日施行、②令和7年4月1日施行〕

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

※ 令和5年4月～令和5年12月末： 現行の税率区分を据置き	} 具体的な税率区分 については別紙参照
令和6年1月～令和7年3月末： 1段階目の引上げ(①)	
令和7年4月～ : 2段階目の引上げ(②)	

(注) 次の税率区分の見直しは3年後(令和8年度)とする。

◎ グリーン化特例〔令和5年4月1日施行〕

- 電気自動車等を取得した場合における現行の軽減措置（翌年度の種別割▲75%軽減）等について、適用期限を3年延長する。

◎ 燃費・排ガス不正行為への対応〔令和6年1月1日施行〕

- 不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合（現行：10%）を35%に引き上げる。

2 主な税負担軽減措置〔原則：令和5年4月1日施行〕

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、2年延長（自動車税環境性能割）

【自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し】

自動車税(自家用乗用車)

〔現行〕(令和3、4年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
	2030年度燃費基準 85%達成～
1%	75%達成～
2%	60%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕(令和5～7年度)※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	(令和6年1月～)	(令和7年4月～)
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車	
	2030年度燃費基準 85%達成～	2030年度燃費基準 95%達成～
1%	80%達成～	85%達成～
2%	70%達成～	75%達成～
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

軽自動車税(自家用乗用車)

〔現行〕(令和3、4年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車
	2030年度燃費基準 75%達成～
1%	60%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



〔改正案〕(令和5～7年度)※令和5年12月末まで現行区分を据置き

税率	対象車	
	(令和6年1月～)	(令和7年4月～)
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車	
	2030年度燃費基準 80%達成～	2030年度燃費基準 80%達成～
1%	70%達成～	75%達成～
2%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

注2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置(2030年度燃費基準60%達成～：非課税)を令和5年12月末まで延長。

※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

事務連絡
令和5年2月13日

各市町村国民健康保険主管課 御中
各国民健康保険組合 御中

京都府健康福祉部医療保険政策課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

令和5年2月10日付け事務連絡で厚生労働省保険局国民健康保険課等から別添のとおり通知
がありました。

つきましては、上記通知の趣旨を御確認いただきますようお願いいたします。

担当	国保運営安定化係
電話	075-414-4629
FAX	075-414-4747
E-mail	iryohoken@pref.kyoto.lg.jp

事務連絡
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け事務連絡。以下「令和4年3月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和4年11月9日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料（税）までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和5年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった令和元年度～令和4年度相当分保険料（税）の取扱いについて

- 1 以下に示す減免を行った場合については、令和5年度特別調整交付（補助）金の交付対象とする予定である。令和5年度特別調整交付（補助）金の交付基準は追って通知する。なお、本件減免については、令和6年度以降の特別

調整交付（補助）金の交付対象とはならないので留意されたい。

（市町村）

- （1）令和4年3月14日事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料（税）であって、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （2）令和4年3月14日事務連絡 別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和4年度相当分の保険料（税）額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （3）「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和2年5月1日付け保国発 0501 第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年6月2日付け事務連絡）又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料（税）の減免を行った場合であつて、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

（国保組合）

- （1）令和4年3月14日事務連絡 別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であつて、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。
- （2）令和4年3月14日事務連絡 別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和4年度相当分の保険料額であつて、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に納期限が到来するものについては、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政

支援する予定であること。

- (3) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡)又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険組合災害等臨時特例補助金又は特別調整補助金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。

- 2 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

亀岡市低所得世帯支援給付金事業について

1 事業目的

価格高騰によって特に家計への影響が大きくなる住民税非課税世帯を対象に、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を緩和軽減するために、1世帯当たり3万円の現金を給付するものです。

2 事業期間

令和5年7月頃から令和5年12月頃まで（予定）

3 支給対象者

住民税非課税世帯（プッシュ型）

世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

*下宿学生・単身赴任者等の被扶養親族のみで構成される世帯は除く

4 給付額

30,000円/世帯 *支給世帯数は、10,400世帯程度の見込み

5 給付方法

過去に実施した類似の給付金と同じ口座または指定する口座に振込み

6 予算措置

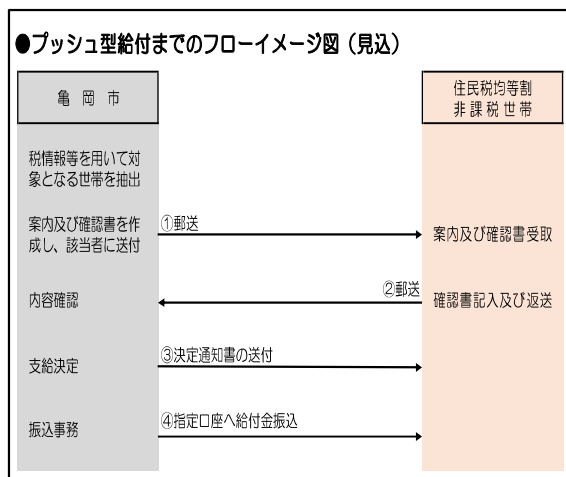
予算額 338,000,000円

内 事業費 312,000,000円 ←10,400世帯×30,000円

事務費 26,000,000円 ←業務委託料、振込手数料、郵送料等
(事業費・事務費とも補助率10/10)

7 スケジュール

プッシュ型（課税情報等により対象世帯を特定）



- ①市民への手続き書類の郵送
令和5年7月下旬開始
- ②手続き書類受付開始日
（市民から市への確認書返送）
令和5年8月1日
- ③支給決定通知の送付
令和5年8月以降順次
- ④給付金口座振り込み
令和5年8月～10月毎木曜日

*プッシュ型で対応できない世帯に対しては、申請書を送付します。

8 広報関係

ア 広報かめおか

受付開始時期に合わせて記事を掲載し、制度を周知します。

イ ホームページ

ホームページでは、できるだけ早期に事業実施のお知らせを掲載するとともに、準備ができ次第、制度についての周知及び申請様式等を掲載します。

亀岡市いきいき健幸ポイント制度の概要

1 事業目的

高齢者の社会参加活動を活性化させることにより、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた環境のなかで自立した生活を送ることができる地域づくりを目指す。

2 事業実施内容

(1) 事業概要

高齢者が、地域において通いの場等、活動受け入れ団体が行う事業等へのボランティアを行った場合に、スマートフォンのアプリケーションを活用し、高齢者にポイントを付与、ポイントの換金を行う。

(2) 事業対象者 65歳以上の高齢者（亀岡市の介護保険第1号被保険者）

(3) 活動期間 1月～12月
(ポイント還元請求期間は翌年の1月～2月末まで)

(4) ポイント付与の対象となる活動

ア 活動対象（コンセプトは、「誰でも参加できる」）

- ・レクリエーション等の指導・参加補助
- ・お茶出しや食堂内の配膳・下膳などの補助
- ・喫茶などの運営補助
- ・散歩・外出・館内移動の補助
- ・利用者の話し相手
- ・行事の手伝い
- ・草刈りや花壇の手入れ
- ・洗濯や洗濯物の整理
- ・施設内外や居室の清掃 等

※専門知識が不要なものとする

イ 活動場所（想定）

区分	具体的な施設
施設	・老人福祉施設（特別養護老人ホーム等） ・通所介護サービス事業所（デイサービス等） ・社会教育施設（公民館、図書館、資料館等） ・児童施設（保育園、幼稚園、子育て支援施設） ・障がい者（児）施設 等

生きがいづくり活動の場	・高齢者サロン・通いの場 ・ボランティア・NPO団体 等
その他	・自治会 ・サンガスタジアム ・商業施設 等
その他：市の主催する行事（清掃活動（クリーン作戦）、講演会、マラソンなど）	

(5) ポイントの内容

- ア ポイントの設定
- | | |
|------------|---------|
| 1時間以上2時間未満 | 100ポイント |
| 2時間以上 | 200ポイント |
| 1日上限 | 200ポイント |
- イ ポイントの上限
- 1人あたり上限5,000ポイント
（1ポイント＝1円とし、還元上限は5,000円）
※上限を超えたポイントは無効
※下限は100ポイント以上
- ウ ポイントの還元方法
- 電子マネー（将来的には寄附も検討）
※モデル事業時点では、電子マネーはWAONのみ
令和6年度以降は対象拡大を検討
- エ ポイントの期限
- 当該年のみ（翌年繰越なし）
- オ ポイントの管理方法
- スマートフォンアプリケーションまたはWEB
※紙対応は行わない
- カ ボランティア保険
- 京都府社会福祉協議会が実施している「ボランティア保険」に加入（基本コースAプラン300円）
※登録説明会時に参加者が加入してもらう（必須）
※保険料については、ポイントで還元する
1年ごとに更新のため、更新ごとにポイントで還元する
- キ その他
- ・ポイント還元請求は、原則翌年のポイント還元請求期間1回のみとする
 - ・参加者が市外転出する場合においても、ポイント請求は翌年のポイント還元請求期間のみとする
 - ・ポイント還元請求後、参加者の死亡が確認された場合は、ポイント還元を行わないこととする
 - ・ポイントは相続の対象とせず、他人への譲渡や貸与もできないものとする
 - ・ポイント還元請求の際、前年度までに介護保険料の未納または滞納がある場合は、ポイント還元を行わないこととする

(6) 事業の流れ 別添資料①②のとおり

3 モデル事業内容

(1) 実施時期 令和5年6月～12月

(2) 対象人数 100人

(3) 実施施設

区分	具体的な施設
高齢者施設	・(福)友愛会 あんしんサポートハウス亀岡友愛園【西部地区】 ・ガレリアかめおかデイサービスセンター【亀岡地区】
障がい者施設	・(福)亀岡福祉会 第三かめおか作業所【川東地区】 ・(福)松花苑 みずのき【川東地区】 ・(福)松花苑 かしのき【中部地区】
児童施設	・第六保育所【亀岡地区】 ・子育て支援センター【亀岡地区】 ・かめまるランド【亀岡地区】
介護予防拠点	・曾我部いこいの家【南部地区】 ・ちとせさわやか健康センター【川東地区】 ・亀岡市立人権福祉センター（調整中）【中部地区】 ・ナルク亀岡「丹の里」【篠地区】
サロン・NPO ボランティア団体	・寄って亭【亀岡地区】 ・べついんいきいきサロン【南部地区】 ・大井町文化振興会【中部地区】 ・国分ふれあいサロン【川東地区】 ・パーキンサロン野ばらの会【川東地区】 ・子育てサークルうえるかめ【つつじヶ丘地区】
イベント	・清掃活動（クリーン作戦）※12月予定

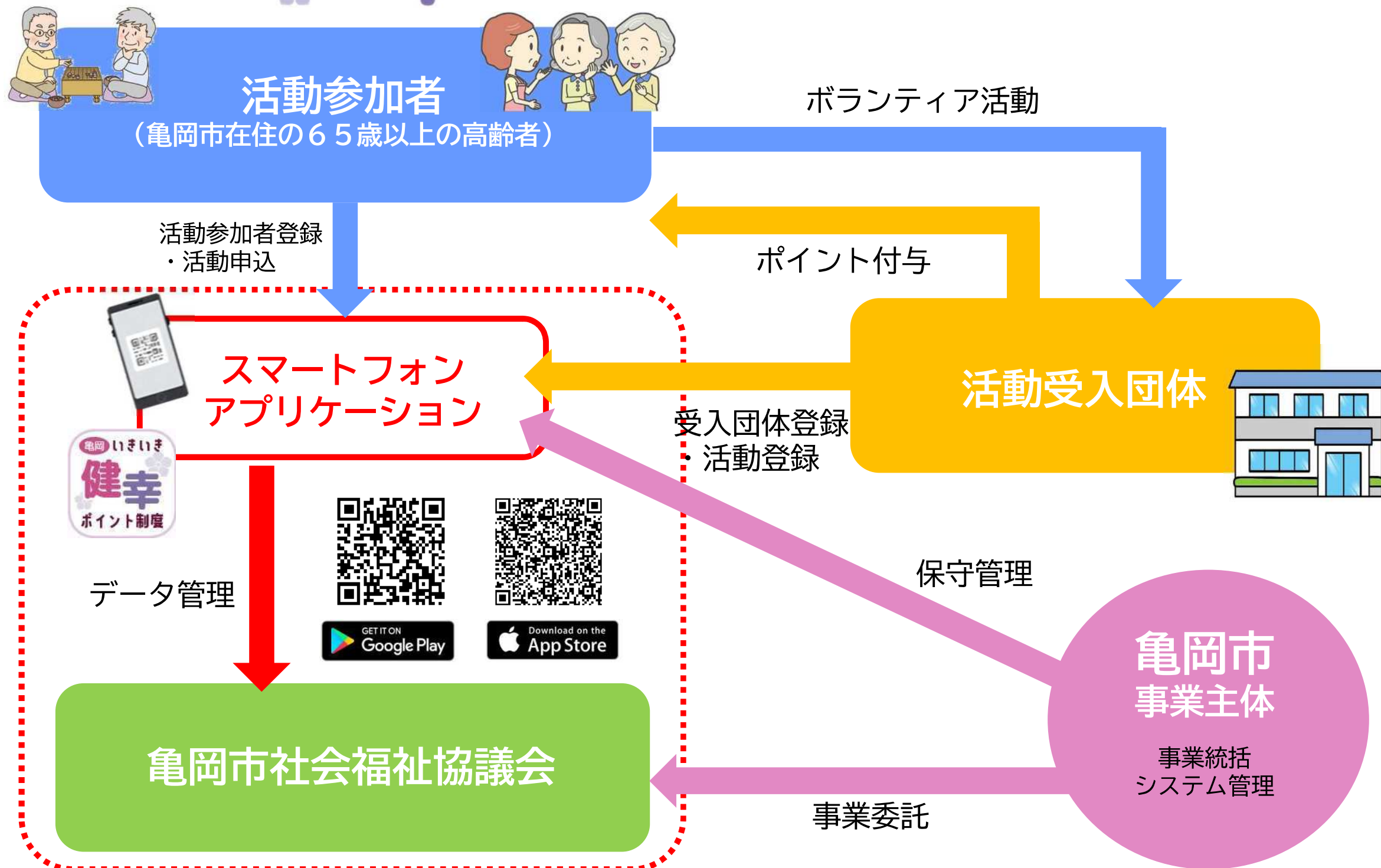
(4) 管理機関 亀岡市社会福祉協議会（委託）

(5) その他 モデル事業の期間は半年間であるが、上限は同じく5,000ポイントとする

4 今後のスケジュール 別添資料③④⑤のとおり

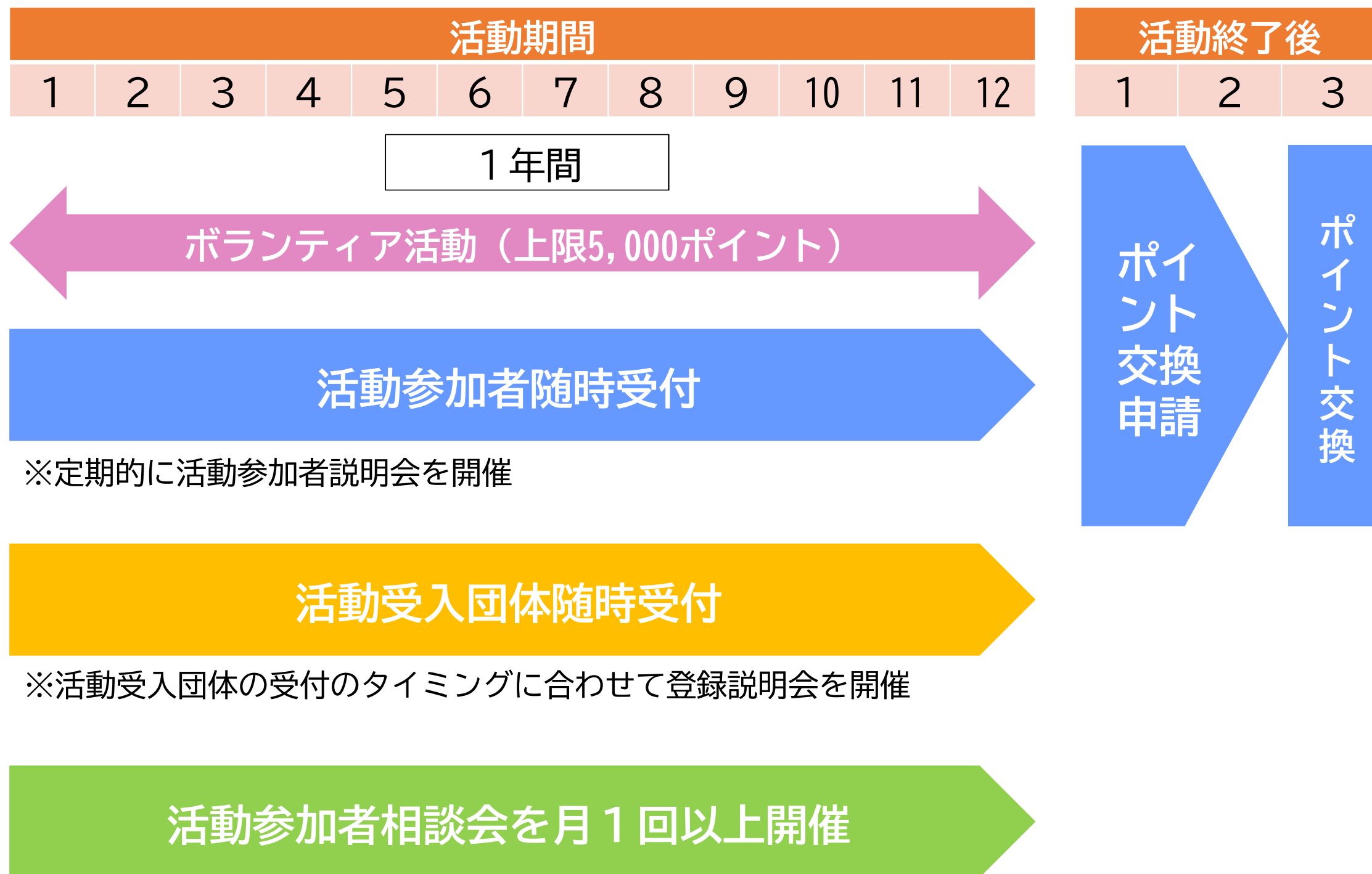
いきいき 健幸ポイント制度

制度の流れ



いきいき **健幸**ポイント制度

1年間の流れ



亀岡市いきいき健幸ポイント制度モデル事業実施までの経過

令和3・4年度

令和3年度

- ポイント制度試行的事業の実施

令和4年度

- 事業先行市の視察
(令和4年8月)
- ボランティア経験者や
活動受入団体担当者
とのワークショップ(3回実施)
- 活動受入団体アンケート調査
(令和4年6月実施
対象施設35施設)
- 活動受入団体ヒアリング
(令和4年10月～11月)
- スマートフォンアプリケーション
の開発
- 活動受入団体への事業説明
(令和5年3月)

令和5年度

4月

7月

4月

- 活動受入団体への再説明

5月

- 市や社協に登録のある人に対する事業参加広報(50人)
- 活動参加者登録説明会の開催
(令和5年5月 6回実施 50人登録)
- 活動参加者の相談会や個別相談などのマッチング支援
(令和5年5月30日 相談会開催 5人参加)

6月 事業開始

- 活動受入団体の初回受入の支援
- ボランティア申し込み数 20人(延べ58人)
(令和5年6月14日時点)

亀岡市いきいき健幸ポイント制度モデル事業 今後の予定

令和5年度

令和6年度

8月

12月

8月

○一般公募（50人）

9月

○活動参加者登録説明会
の開催

12月末

○モデル事業期間終了

1月

12月

1月

1～2月 ポイント申請期間

○ポイント交換説明会の開催
(参加者交流会も同時開催)

2月 ○一般公募（50人）

4月～

○活動参加者や活動受入団体の
事業見直しのための意見交換

○アプリケーションの不具合の確認と改修

○新規活動受入団体の開拓

7月 ○一般公募（50人）

11月 ○一般公募（100人）

見直し後の事業内容で
活動参加者の300人体制
を実施

亀岡市いきいき健幸ポイント制度 今後の方針

